

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

銀行等をめぐる経済情勢の変化等を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保する観点から、銀行等保有株式取得機構による株式等の買取り等の業務の期限の延長等の措置を講ずる必要があるため、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正することとする。

1. 改正の内容

(1) 会員等からの株式等の買取り等の業務の期限の延長

銀行等保有株式取得機構（「機構」という。）が行う会員等からの株式等の買取り等の業務の期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとする。

（第 38 条、第 38 条の 2、第 38 条の 5、第 38 条の 6 関係）

(2) 銀行等保有株式取得機構の存続期限の延長

機構の存続期限を平成 39 年 3 月 31 日まで延長することとする。 （第 19 条関係）

(3) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

2. 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

（附則第 1 項関係）

3. 経過措置

所要の経過措置を定めるものとする。

（附則第 2 項関係）